

別紙

1 審査会の結論

平成21年3月10日付けの「指定金融機関（宮銀）と県との契約書」についての開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成21年3月12日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書の部分開示の決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨等

異議申立人の異議申立ての理由及び趣旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件決定について、「全部を開示する。」との決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

本件決定は、次のとおり無効である。

ア 異議申立人は、指定金融機関と県との契約書の開示を求めたものである。しかるに、本件決定により開示された文書は、契約書とは言えない。なぜならば、契約は、双方の意思の合致（申込と承諾）により成り立つものであるから、契約当事者一方の押印が黒塗りであることは、契約の成否を否定するものだからである。

イ 県が保有する契約書には、印紙が帖用されているはずだが、その形跡がない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が公文書部分開示決定理由説明書で説明している本件決定の理由は次のとおりである。

(1) 対象公文書の内容等

ア 宮崎県と株式会社宮崎銀行との間で交わされた、宮崎県の公金の収納及び支払いの事務並びに預金の取扱いについての契約書

イ アの契約書の一部を変更する契約書

(2) 部分開示の理由について

次に掲げる理由から、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当するものとする。

ア 対象公文書にかかる印影は、押印時において法務局に登録されていた印章（実印）によるもので、本来、取引の当事者だけが相互に保有するものであり、信義則及び取引慣行に照らしても第三者に提供される性質のものではない。このため、当該印影は、公にすることにより当該事業

者等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報であると認められること。

- イ 契約の当事者である株式会社宮崎銀行に確認を取ったところ、
- (ア) 現在の印章は変更されているが、契約書等の重要文書に使用する当該印章は、総務部で保管され、誰もが自由に扱えるものではない。
 - (イ) 変更前の印章に基づいて作成された担保物件等に係る各種契約書は現在も有効なものとして存在しており、その印章による印影は、情報開示により広く知らしめるべきものではない。
- との意見であった。

(3) 異議申立人の異議申立ての理由（前記2の(2)）に対する意見

前記2の(2)のアについては、株式会社宮崎銀行の印影部分を非開示とし、黒塗りしているだけであり、宮崎銀行との間で交わされた契約書の写しであることに間違いはない。

また、イについては、印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条第3項の規定により非課税と規定されており、印紙の貼付の必要はない。

4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 4月27日	諮問を受けた。
平成21年 5月29日	実施機関から本件決定に係る「公文書部分開示決定理由書」の提出を受けた。
平成21年 7月 6日	諮問の審議を行った。
平成21年 8月17日	諮問の審議を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関（財政課）が指定金融機関（株式会社宮崎銀行）との間で交わした、宮崎県の公金の収納及び支払いの事務並びに預金の取扱いについての契約書である。契約書には、県知事及び指定金融機関の代表者印が押印されており、本件決定により不開示とされた部分は、当該指定金融機関の代表者の印影（以下、「本件印影」という。）である。

(2) 本件印影の条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件印影について、条例第7条第3号に該当するとして不開示としているので、この点について検討する。

ア 条例第7条第3号の趣旨

条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売営業上の情報、経理、財産、人事、労務管理等内部管理に関する情報、法人等の財産権、信教の自由、集会・結社・表現の自由など憲法上の権利のほか、名誉、社会的評価、社会活動の自由等正当な利益を害すると認められる情報などをいう。

イ 判断

(ア) 本件印影について

本件印影が本号に該当するかどうかは、本件印影が実印あるいはこれに準じるような重要な意義を持つ印章によるものであるかどうか、若しくはその使用されている状況等から総合的に判断する必要がある。

当審査会において審査したところ、本件印影については、当該指定金融機関たる法人の代表者の登録印（実印。ただし現在は変更）によるものであって、契約書等の重要文書に使用されるものであり、総務部で保管され、誰もが自由に扱えるものではないと認められる。

(イ) 法人の実印について

ところで、社会における法人の実印の取扱いについては、実印は文書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、この印影が他人に悪用されると、当該法人は大きな不利益を被るおそれが高いものであるから、管理も非常に厳重になされ、この印影が公開される対象も、重要な取引をする相手方に限定されるものである。

このような実情において、実印による印影が一般に公開されるとなれば、その偽造は現在の技術水準においては極めて容易であり、悪用されるおそれが多分にあると考えられる。

したがって、法人の事業活動に関係なく実印による印影が公開されることとなれば、当該法人の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号に該当すると認められる。

ウ 結論

したがって、本件印影は、当該法人の事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当すると判断する。

(3) 異議申立人による主張についての判断

異議申立人は、開示された文書について、契約当事者一方の押印が黒塗りであることは、契約の成否を否定するものであるから、本件決定により開示された文書は、契約書とはいえない旨主張し、また、県が保有する契約書には、印紙が帖用されているはずだが、その形跡がないと主張する。

しかし、実施機関が主張するとおり、そもそも印紙は不要であって、実施機関は当該契約書について、本件印影を不開示とした上で、条例の規定に基づいて開示したのであるから、異議申立人の主張には理由がない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。